

ふじみ野市介護保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(延滞金)</p> <p>第9条 <u>法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該年度につき年7.3パーセントの割合を乗じて得た額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第9条 <u>法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年7.3パーセント(各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。))に年1パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とする。)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項の延滞金額を計算する場合において、当該納付金額が2,000円未満であるときはその全額を、当該納付金額が2,000円以上でその端数が1,000円未満であるときはその端数金額を、それぞれ切り捨てたものを納付金額として計算するものとする。</u></p> <p>4 <u>前3項の規定により計算した延滞金額が1,000円未満であるときはその全額を、当該延滞金額が1,000円以上でその端数が100円未満であるときはその端数金額を、それぞれ切り捨てたものを当該延滞金額の確定金額とする。</u></p> <p>附 則</p>

(延滞金の割合の特例)

- 6 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。